

豊橋市工事請負契約約款第 25 条

(スライド条項) の運用について

昨今の経済情勢を受け公共工事における資材の高騰、賃金水準の上昇が見られます。このような状況に対応するため、契約約款第 25 条にはスライド条項が規定されていますが、受注者においてはこの条項を適用し請負金額の変更を請求できることを把握していない事例も見受けられます。

つきましては適正な価格での工事施工を確保する観点から、下記の通りスライド条項について運用してまいります。

記

1. 受注者に対し、別添リーフレットを配布しスライド条項について周知を行います。
2. 受注者からスライド条項等の相談があった場合は、要領、通知等に基づき適切な対応を行います。
3. 受注者（元請業者）は、下請業者や資材納入業者からの相談に対し、適切に対応を願います。

(問合せ先 財務部契約検査課 神藤 内線 2096)